

環創み第 1025 号
令和 4 年 10 月 19 日

各自治会・町内会長様

横浜市環境創造局
みどりアップ推進課長 坂井 和洋
政策課みどり政策調整担当課長 岩間 隆男
横浜市財政局
税務課長 江口 昌克

横浜みどりアップ計画[2019-2023]
3 か年[2019(令和元)～2021(令和 3)年度]の実績概要リーフレット作成の
ご報告等について

- (1) 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 3 か年[2019(令和元)～2021(令和 3)年度]の
実績概要リーフレット作成のご報告について【資料 1】
- (2) 「これからの緑の取組」素案の市民意見募集について (12 月下旬から実施予定)
【参考資料】

【問合せ】

資料 1 に関すること

- 横浜みどりアップ計画の実績に関すること
環境創造局みどりアップ推進課 TEL:671-2712 FAX:224-6627
- 横浜みどりアップ計画に関すること
環境創造局政策課 TEL:671-4214 FAX:550-4093
- 横浜みどり税に関すること
財政局税務課 TEL:671-2253 FAX:641-2775

参考資料に関すること

- 「これからの緑の取組」素案の市民意見募集に関すること
環境創造局政策課 TEL:671-4214 FAX:550-4093

各自治会・町内会長様

横浜市環境創造局
みどりアップ推進課長 坂井 和洋
横浜市財政局
税務課長 江口 昌克

横浜みどりアップ計画[2019-2023]
3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット作成の
ご報告について

横浜みどりアップ計画につきましては、平成21年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、推進しています。令和元年4月からは3期目となる5か年計画に取り組んでいるところです。

このたび、3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]を振り返り、取組の成果を事業報告書にまとめましたのでご報告いたします。報告書全体は市ホームページや、公共施設等で閲覧ができます。また、概要のリーフレットと、横浜みどり税のチラシについては、市連会及び区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各1部送付させていただきます。

今後も、「横浜みどりアップ計画」を着実に推進してまいりますので、御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

【配布資料】

- 1 横浜みどりアップ計画[2019-2023]
3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット【別紙1】
- 2 横浜みどり税のチラシ【別紙2】
- 3 【参考資料】3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の区別実績



【別紙1】



【別紙2】

*別紙1「3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット」及び別紙2「横浜みどり税のチラシ」については、例年、各自治会・町内会の皆様へ班回覧をお願いしておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度から回覧を見合わせています。PRボックス、市役所及び区役所の窓口等への配架は例年通り行います。

【問合せ】

- 横浜みどりアップ計画の実績に関すること
環境創造局みどりアップ推進課 TEL:671-2712 FAX:224-6627
- 横浜みどりアップ計画に関すること
環境創造局政策課 TEL:671-4214 FAX:550-4093
- 横浜みどり税に関すること
財政局税務課 TEL:671-2253 FAX:641-2775

市民の皆様の参加をお待ちしています！
みどりアップを体感しよう

横浜みどりアップ計画では、市民の皆様が緑を身近に感じていただけるよう、緑にふれる空間づくりやイベント開催を多数行っています。また、市民の皆様が緑や花を守り増やす取組をサポートする制度を設けています。ぜひ皆様も緑にふれ、横浜のみどりアップを体感してください。

みどりアップを楽しもう！
イベント・体験のスポットをご紹介します

詳しくはHPをご覧ください



ほかにも、18区役所で様々な取組を行っています



森にふれる

散歩など森にふれる
 イベントやスポット
 ウェルカムセンター(5か所)
 市民の森/ふれあいの樹林など
 市民の森ガイドマップ/森づくり体験会

横浜自然観察の森(栄区)

農にふれる

農畜産物の直売など農にふれる
 イベントやスポット
 収穫体験農園/市民農園
 直売所/マルシェ
 よこはま地産地消サポート店

農ある横浜あくりツアー(泉区)

緑や花にふれる

まち歩きなど緑や花にふれる
 イベントやスポット
 花の見どころカレンダー
 ガーデンネックレス横浜/里山ガーデン
 フェスタ/都心臨海部等の緑花

港の見える丘公園(中区)

みどりアップの活動に参加しよう！
市民の皆様が活用できる制度を一部をご紹介します

詳しくはHPをご覧ください



制度名	制度内容	募集時期	
団体・個人向け	① 地域緑のまちづくり	地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街で緑を創出する計画をつくり、市と協働で緑化を進めます(費用助成あり)	4~6月
	② 人生記念樹の配布	出生、入学、還暦などの人生の節目を記念して、市内で生産された苗木を希望者に無料で配布(年2回)します	通年
	③ 名木古木の保存	古くから親しまれてきた故事、来歴などのある樹木を指定して所有者の維持管理を費用助成などで支援します	指定申請:例年6月まで 助成申請:例年1月まで
	④ 森づくり活動団体への支援	市民の森や都市公園内の樹林で活動する団体を対象に森づくりに必要なサポート(道具の貸出しなど)を行います	お問い合わせください
	⑤ 森づくりボランティア	森づくり活動団体が市と協働で行っている市内の森を育む体験会や研修会に参加できます	登録は通年
事業者・学校等向け	⑥ 地産地消ビジネス創出支援事業	地産地消に関するビジネスプランをつくる講座を開催し、選定された事業に対して費用を補助します	11月(予定)
	⑦ 子どもを育む空間での緑の創出・育成	園庭・校庭の芝生化やビオトープの整備、花壇づくり、屋上緑化などの費用助成や技術サポートを行います	例年1月末まで
	⑧ 公開性のある緑空間の創出支援	駅前や都心部などの多くの人が訪れる公開性のある民有地(市街化調整区域を除く)において、法令等で定める基準以上の緑化を行う場合に費用を助成します	例年1月末まで

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている附属機関です。横浜みどりアップ計画の取組の検証や、現地調査を行い、評価・提案を報告書にまとめているほか、広報誌「みどりアップAction」を発行しています。



詳しくはHPをご覧ください



「みどりアップAction」

お問合せ 「横浜みどりアップ計画」について
 環境創造局政策課 TEL.045-671-4214 FAX.045-550-4093

「横浜みどりアップ計画」の各事業について
 環境創造局みどりアップ推進課 TEL.045-671-2712 FAX.045-224-6627

「横浜みどり税」について
 【個人市民税】各区役所税務課または財政局税務課 TEL.045-671-2253 FAX.045-641-2775
 【法人市民税】財政局法人課税課 TEL.045-671-4481 FAX.045-210-0481

実績報告書はHPをご覧ください
 区ごとの実績もご覧いただけます

横浜みどりアップ計画



横浜みどり税を財源の一部に活用

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

3か年 の実績 概要 [2019(令和元)~2021(令和3)年度の実績]



横浜の緑、育っています！

折本農業専用地区(都筑区)

森を育む



森づくり体験会(青葉区)

農を感じる場をつくる



みなとみらい農家朝市(西区)

緑や花をつくる



山下公園(中区)

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」を進めています。このリーフレットは、2019(令和元)~2021(令和3)年度に実施した事業の実績を、概要としてまとめたものです。



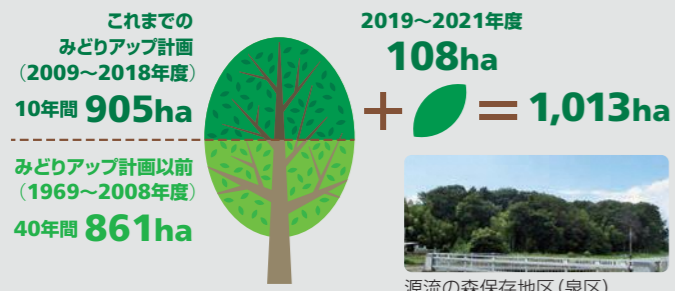
計画の柱1

市民とともに次世代につなぐ森を育む

樹林地の保全の進展

3か年で108haの樹林地を新たに保全指定しました。

緑地保全制度による指定の実績



- ▶ 緑地保全制度による新規指定 108.0ha
- ▶ 市による買取り 57.7ha

市民が森に親しむための取組の展開

市民が気軽に森の中に入り、森に親しむことができるように、市民の森などの整備を進めました。

- ▶ 保全した樹林地の整備 227か所



上川井市民の森(旭区)

保全した樹林地の良好な維持管理や安全の確保を市民協働で推進

保全した市管理の樹林地を良好かつ安全に維持管理するとともに、森づくり活動団体に対する支援や、民有樹林地所有者に対する維持管理費用の一部助成を行いました。



森づくり活動団体への支援(磯子区)

- ▶ 森の維持管理(市管理地) 樹林地:464か所、公園:112か所
- ▶ 維持管理の助成(民有地) 414件

コロナ禍での工夫

コロナ禍で身近な自然にふれあうニーズが高まる中、外出の機会が減った子どもたちが参加できる自然の中でのびのびと過ごす森のイベントを多く開催しました。



よこはま森の楽校(緑区)



計画の柱3

市民が実感できる緑や花をつくる

市民が実感できる緑と花の空間づくりの推進

公共施設や公園、保育園など、市民の身近な場所で実感できる緑を創出しました。



港北区庁舎(港北区)



小学校の花壇整備(南区)

- ▶ 公共施設・公有地での緑の創出 21か所
- ▶ 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 131か所

緑や花による街の賑わいづくりの推進

多くの市民が集まる都心部の公共空間などで、緑や花による空間演出を集中的に展開し、街の魅力の向上、賑わいづくりを進めています。

- ▶ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりと維持管理 44か所



グランモール公園(西区)

全区での市民や企業との協働による緑と花の取組の展開

オープンガーデンなどの市民が緑や花に親しむ取組を各区で推進しました。併せて、取組の成果をガーデンネックレス横浜の中で発信し、市民や地域・企業等の関心の高まりへとつなげました。



地域の花いっぱいにつながる取組(栄区)



緑や花を身近に感じる各区の取組(鶴見区)

- ▶ 緑や花を身近に感じる各区の取組 18区で推進

緑花による魅力ある空間づくり

山下公園で市民参加の球根ミックス花壇の講習会を行うとともに、市内の1,000か所を超える公園で市民による花壇づくりを展開しています。



市民連携花壇講座(中区)



計画の柱2

市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な農景観の保全の推進

市内の水田面積の約9割を保全し、農地縁辺部の草刈りや植栽等により良好な農景観を維持・形成しました。



水田の保全(戸塚区)

- ▶ 水田保全面積 112.2ha



農地縁辺部への植栽(金沢区)

農とふれあう場や機会の増加

市民が気軽に農とふれあうために様々なニーズに合わせた農園の開設を進めました。



農園付公園(瀬谷区)



市民農園(港南区)



収穫体験農園(神奈川区)

- ▶ 様々なニーズに合わせた農園の開設 12.5ha

横浜農場

市内産農畜産物のブランド化を進め、その魅力を発信するため、「横浜農場」を活用した統一的なPRや、都心臨海部での展開などを重点的に進めています。

横浜農場とは? 横浜農場Instagram



青空市・マルシェ等(磯子区)



横浜FCホームゲームにおける地産地消イベント(神奈川区)

- ▶ 直売所・青空市等の支援 133件

効果的な広報の展開

様々な手法を用いて、幅広い年齢層にみどりアップ計画を知っていただけるよう広報を展開しています。

- 広報よこはま等への記事掲載
- PR動画の放映
- メールマガジンやSNS等による情報発信
- 実績リーフレットの配布
- 取組の実施箇所への現地表示看板の設置
- 横浜みどり税の広報
- ロゴ・マスコットキャラクターを活用したPR



計画を解説するアニメーションをSNSで発信



横浜みどりアップ計画のPR動画



横浜市役所アトリウムでのPR動画放映

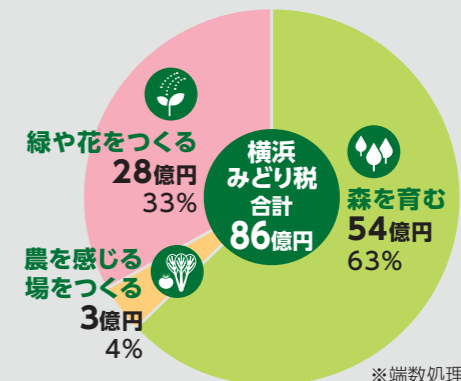


公園花壇での現地表示プレートの設置

計画の事業費と横浜みどり税(3か年の累計)

2019(令和元)~2021(令和3)年度の事業費286億円のうち、横浜みどり税を86億円充当し、活用させていただきました。

計画の柱ごとの活用額



※端数処理により、合計値は一致していません

横浜みどり税の使い道

- 樹林地・農地の確実な担保
- 身近な緑化の推進
- 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

横浜みどり税の課税方式

- 【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ
 ※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く
- 【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

横浜みどり税

「横浜みどり税」は「横浜みどりアップ計画」を進めていくためにご負担いただいています。

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様にご負担いただいています。

いただいた「横浜みどり税」は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進などに活用しています。

横浜みどり税の
税額

個人市民税均等割に年間 **900円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和5年度までです。

横浜みどり税の
使いみち

- 1 樹林地・農地の確実な担保
- 2 身近な緑化の推進
- 3 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- 4 ボランティアなど市民参画の促進につながる事業



横浜みどりアップ 葉っぴー

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

横浜みどりアップ計画



計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜



5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

計画の柱1

市民とともに



次世代につなぐ森を育む

5か年の主な取組

- 300haの樹林地を新規指定
- 指定した樹林地における維持管理の支援
- 森に関わるきっかけとなるイベントや広報を実施



保全した市民の森

計画の柱2

市民が身近に



農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田の継続的な保全を支援
- 様々な農園を開設するなど、農とふれあう機会を提供
- 市民や企業と連携した地産地消の推進



保全した水田

計画の柱3

市民が実感できる



緑や花をつくる

5か年の主な取組

- 地域で愛されている並木を再生
- 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組を推進
- 緑や花による魅力ある空間づくりを推進



魅力ある空間づくり

この3つの計画の柱と合わせ、効果的な広報の展開に取り組みます



森林環境税（国税）と横浜みどり税



Q 国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の推進を図るほか、今後本格化する学校建替事業の財源として活用していきます。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、目的と使いみちが異なります。



● 森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

趣旨(目的)	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和 6 年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与（令和 6 年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を活用）
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

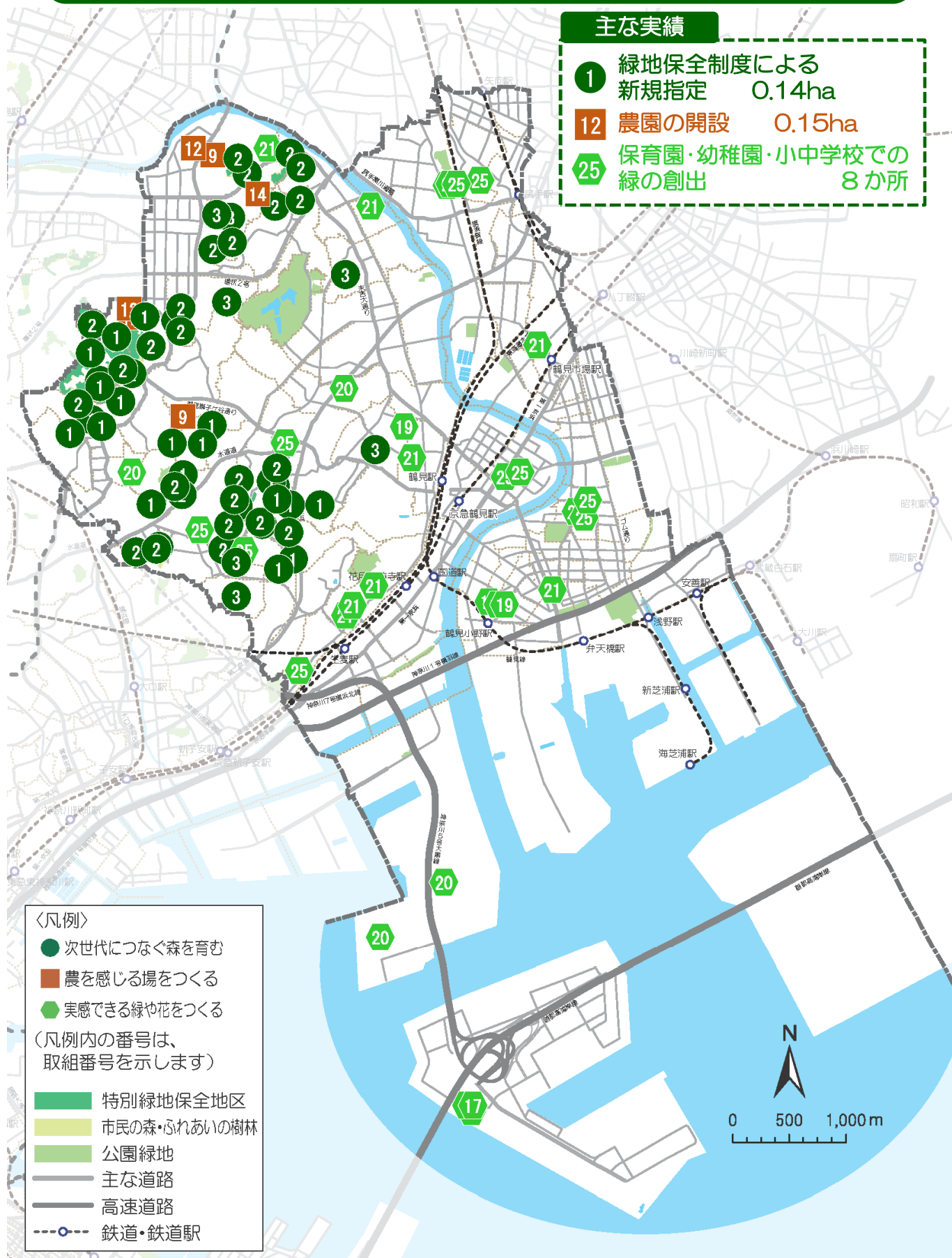
【お問い合わせ】

- 「横浜みどり税」について
 - ▶ 財政局税務課 電話：045-671-2253 FAX：045-641-2775
- 「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」について
 - ▶ 環境創造局政策課 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093
- 「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」の各事業について
 - ▶ 環境創造局みどりアップ推進課 電話：045-671-2712 FAX：045-224-6627

鶴見区

主な実績

- 1** 緑地保全制度による
新規指定 0.14ha
- 12** 農園の開設 0.15ha
- 25** 保育園・幼稚園・小中学校での
緑の創出 8か所

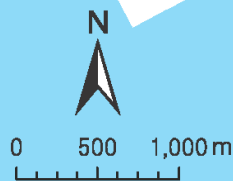


〈凡例〉

- 次世代につなぐ森を育む
- 農を感じる場をつくる
- ◆ 実感できる緑や花をつくる

(凡例内の番号は、
取組番号を示します)

- 特別緑地保全地区
- 市民の森・ふれあいの樹林
- 公園緑地
- 主な道路
- 高速道路
- - - 鉄道・鉄道駅



計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

○緑地保全制度による新規指定 0.14ha

・市民の森等

2021年度 0.04ha 獅子ヶ谷市民の森（指定拡大）

・緑地保存地区

2021年度 0.1ha 北寺尾七丁目

○市による買取り

・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区

2019年度 2地区 獅子ヶ谷・師岡特別緑地保全地区、馬場五丁目特別緑地保全地区

2020年度 1地区 東寺尾六丁目特別緑地保全地区

2021年度 1地区 獅子ヶ谷・師岡特別緑地保全地区

・公園樹林部

2019年度 1地区 馬場二丁目公園

○保全した樹林地の整備 16か所

2019年度 2か所 北寺尾七丁目特別緑地保全地区、獅子ヶ谷市民の森

2020年度 8か所 北寺尾七丁目特別緑地保全地区、馬場五丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目南特別緑地保全地区、獅子ヶ谷市民の森（2か所）、二本木第二公園、馬場二丁目公園

2021年度 6か所 東寺尾六丁目特別緑地保全地区、北寺尾七丁目特別緑地保全地区、獅子ヶ谷市民の森（2か所）、東寺尾ふれあいの樹林、馬場二丁目公園

2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

○森の維持管理 36 箇所

・保全管理計画の策定（公園）

2020 年度 1 箇所 白幡公園

・維持管理（樹林地）

2019 年度 6 箇所 駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の森、かぶと塚ふれあいの樹林、東寺尾ふれあいの樹林

2020 年度 7 箇所 駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、馬場二丁目特別緑地保全地区、駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の森、東寺尾ふれあいの樹林、かぶと塚ふれあいの樹林

2021 年度 8 箇所 駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、馬場二丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目南特別緑地保全地区、駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の森、かぶと塚ふれあいの樹林、東寺尾ふれあいの樹林

・維持管理（公園）

2019 年度 5 箇所 駒岡堂ノ前公園、白幡公園、二本木第二公園、馬場町公園、二ツ池公園

2020 年度 3 箇所 白幡公園、馬場町公園、二ツ池公園

2021 年度 6 箇所 駒岡堂ノ前公園、白幡公園、二本木第二公園、馬場町公園、二ツ池公園、北寺尾七丁目緑地

3 指定した樹林地における維持管理の支援

○維持管理の助成 7 件

2019 年度 4 件 上末吉一丁目、駒岡一丁目、駒岡三丁目、寺谷一丁目

2021 年度 3 件 駒岡三丁目、東寺尾二丁目、東寺尾三丁目

計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

9 特定農業用施設保全契約の締結

○特定農業用施設保全契約の締結 2 件

2019 年度 2 件 北寺尾五丁目、駒岡四丁目

12 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

○様々なニーズに合わせた農園の開設 0.15ha

・市民農園

2019 年度 0.06ha 獅子ケ谷三丁目

2020 年度 0.09ha 駒岡五丁目、獅子ケ谷三丁目

14 地産地消にふれる機会の拡大

- 直売所・青空市等の支援 1件
・青空市・マルシェ等

2021年度 1件 JA 横浜鶴見支店駐車場直売所

計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

17 公共施設・公有地での緑の創出・育成

- 緑の維持管理 3か所

2019年度 1か所 大黒ふ頭西緑地

2020年度 1か所 大黒ふ頭西緑地

2021年度 1か所 大黒ふ頭西緑地

18 街路樹による良好な景観の創出・育成

- 良好な維持管理

2019年度 小野末広線（末広町通り）・末広水際線プロムナード、平安町栄町公園通りほか 計1,159本

2020年度 小野末広線（末広町通り）・末広水際線プロムナード、平安町栄町公園通りほか 計1,065本

2021年度 小野末広線（末広町通り）・末広水際線プロムナード、平安町栄町公園通りほか 計995本

19 シンボリックな緑の創出・育成

- 公有地化によるシンボリックな緑の創出・管理

2019年度 1か所 下野谷町三丁目公園（管理）

2020年度 1か所 下野谷町三丁目公園（管理）

2021年度 1か所 下野谷町三丁目公園（管理）

- 公開性のある緑空間の創出支援 1か所

2019年度 1か所 佃野町

20 建築物緑化保全契約の締結

- 建築物緑化保全契約の締結 5件

2019年度 4件 諏訪坂（2件）、大黒町、馬場七丁目

2020年度 1件 大黒町

21 名木古木の保存

○名木古木の保存

・新規指定

2020年度 6本 寺谷一丁目(3本)、東寺尾一丁目(3本)

・維持管理の助成

2019年度 1本 駒岡3丁目

2020年度 1本 上末吉一丁目

2021年度 10本 市場上町、岸谷一丁目(2本)、岸谷四丁目(4本)、仲通(3本)

23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

○緑や花を身近に感じる各区の取組

2019年度 JR鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

2020年度 JR鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

2021年度 JR鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

○地域の花いっぱいにつながる取組

2019年度 花の種の配布、花苗などの配布(汐入公園ほか10か所)

2020年度 球根などの配布(江ヶ崎町公園ほか1か所)

2021年度 花壇講習会(中町公園)、球根などの配布(芦穂崎公園ほか55か所)、

24 人生記念樹の配布

○人生記念樹の配布 1,017本

2019年度 343本

2020年度 327本

2021年度 347本

※過年度の報告書から本数を修正しました。

25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

○緑の創出 8か所

2019年度 4か所 潮田小学校、岸谷小学校、鶴見小学校、矢向小学校

2020年度 3か所 鶴見小学校、寺尾小学校、東高等学校

2021年度 1か所 フラフフィー小規模保育園

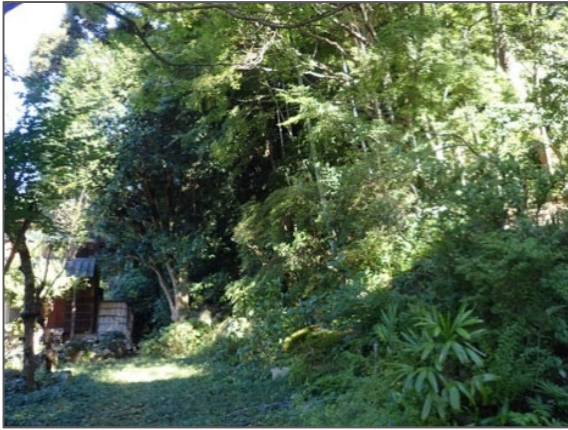
○緑の維持管理 6か所

2019年度 2か所 潮田小学校、新鶴見小学校

2020年度 2か所 潮田小学校、新鶴見小学校

2021年度 2か所 潮田小学校、新鶴見小学校

5 各区の実績
鶴見区



1 緑地保全制度による新規指定
緑地保存地区（北寺尾七丁目）



1 保全した樹林地の整備
（馬場二丁目公園）



12 市民農園の開設
（獅子ヶ谷三丁目）



14 青空市・マルシェ等
（JA 横浜鶴見支店駐車場直売所）



23 緑や花を身近に感じる各区の取組
（JR 鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー）



23 地域の花いっぱいにつながる取組
（中町公園）

「これからの緑の取組」素案の市民意見募集について（12月下旬から実施予定）

横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、財源の一部に「横浜みどり税」を活用し、令和5年度末を計画期間とする「横浜みどりアップ計画」に取り組んでいます。

緑の保全や創造は、長い時間をかけて継続的に取り組む必要があることから、本市では、これまでの取組の成果を踏まえ、令和6年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組」について検討を進めています。

今後「これからの緑の取組」素案をとりまとめ、12月に公表するとともに市民の皆様への意見募集を予定しています。なお、素案の内容や意見募集の期間等は、横浜市ホームページ、広報よこはま等で改めてお知らせします。

○ スケジュール（予定）

令和4年12月下旬 「これからの緑の取組」素案の公表、市民意見募集の実施

意見募集の方法

素案（概要版）及び意見募集用紙を各区役所や市民情報センター、駅・主要な公共施設のPRボックスに配架するとともに、横浜市ホームページに掲載予定です。

【 期 間 】 令和4年12月下旬 ～ 令和5年1月下旬

【 提 出 方 法 】 郵送・FAX・インターネット

※素案（本編）は、意見募集期間中に以下の場所での閲覧を予定しています。

- ①各区役所
- ②市民情報センター（市庁舎3階）
- ③横浜市環境創造局のウェブサイト

【「これからの緑の取組」に関するお問合せ先】

環境創造局政策課

TEL：(671)4214 FAX：(550)4093

E-mail：ks-mimiplan@city.yokohama.jp

「(仮称) よこはま防災パーク」の創設に向けた市民意見募集の実施について

1 背景・趣旨

地域住民の皆様への防火防災指導は、本市独自の家庭防災員制度や消防職員が地域に出かけて行う防災訓練会等により推進してきましたが、高齢化等の社会構造の変化やコロナ禍による影響等から、参加者の減少や固定化といった課題を抱えており、これまでの実施手法のままでは、より多くの方に防災に必要な知識を提供することが困難な状況となっています。

こうした状況やデジタル化による社会生活の急速な変化を踏まえ、時間や場所にとらわれず、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「(仮称) よこはま防災パーク」を創設します。

また、11月から12月にかけて市民意見募集を実施します。

2 (仮称) よこはま防災パークの概要

(1) 目的

いつでも、どこでも、誰でも、災害へ備えるうえで必要となる知識や技術を気軽に学び、市民一人ひとりの防災力が向上して、いざという時の適切な行動につなげることで自助の裾野を広げる。

(2) 学習方法：ウェブサイト上から自由に学習

(3) 内容

ア 自主学習：短編動画の視聴により防火・防災に関する知識を学習

＜自主学習の内容（案）＞

コース	内容
一般	火災、地震、風水害ごとに、災害の危険性、事前の予防対策、災害発生時の適切な行動等を学ぶ。 また、ケガの予防対策や心肺蘇生法など、救急時の対応を学ぶ。
子ども	幼児、小学生、中学生が、災害時の適切な行動を楽しみながら学ぶ。
事業所	防火管理者や責任者が、消防用設備等の使用方法や避難誘導など、事業所の安全を守るための知識を学ぶ。
地域	自治会・町内会やマンション管理組合等の「町の防災組織」が、訓練の実施手法や活動に必要な知識を学ぶ。

イ 効果確認：動画視聴後、ウェブサイト上で効果確認テストを実施

＜自主学習ページのイメージ＞

＜効果確認テストのイメージ＞



- ウ 実技：「一般コース」の効果確認テストを修了された方に対して実技講習を実施
 ※ウェブサイト上で申し込み、横浜市民防災センターや消防署で受講

<実技講習の内容（案）>

コース	火災	地震	風水害	救急
	消火器取扱 煙からの避難体験	地震体験	水災害体験 マイ・タイムライン	心肺蘇生法 AED 体験
内容				

3 受講促進

- (1) 広報よこはま等の広報紙、ツイッターや横浜市公式 LINE 等の SNS、出初式や防災フェアのほか、各区局・消防署が行う防災イベント等、あらゆる機会を通じて、広く市民の皆様へ PR していきます。
- (2) 横浜市町内会連合会や各区連合町内会の定例会等を通じて、地域住民の皆様へ受講促進をお願いさせていただきます。

4 防火防災指導に係る既存事業の今後の取組

- (1) 家庭防災員制度については、近年、研修受講者数や自主活動等の減少が顕著となっているほか、家庭防災員の推薦事務を依頼している自治会町内会にご負担をおかけしていることも踏まえ、「(仮称)よこはま防災パーク」の創設とあわせて、見直していきたいと考えます。

【家庭防災員制度の見直し（案）】

- 「(仮称)よこはま防災パーク」の一般コースは、家庭防災員の研修内容を基本とし、誰でも自由に受講できることから、家庭防災員研修受講者の推薦事務は廃止し、家庭防災員の新規募集は行わないこととします。
- 引き続き、家庭防災員の活動を継続していただける方々には、消防署として当該活動の支援に努めてまいります。

- (2) 消防職員が地域で行う防災訓練会については、参加者の固定化等の課題があるものの、地域の皆さまが集まって、実際に消火器の取扱や心肺蘇生法などを実技として学ぶ機会があることや、共に防災を学ぶことで顔の見える関係が構築されるなど、得られる効果は大きいと考えています。「(仮称)よこはま防災パーク」の活用をご案内する一方、これまでの防災訓練会等も、地域の要望に応じて実施させていただくこととしており、地域の皆様からのニーズに柔軟に対応していきます。

5 市民意見募集

- (1) 募集期間：11月中旬から約1か月間
- (2) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール、持ち込み

6 今後のスケジュール

令和4年12月～3月：コンテンツ制作、システム構築/令和5年4月：市民利用開始

バッテリーの取り外せない充電式小型家電の出し方について（お願い）

今年度、コードレス掃除機やロボット掃除機などの**充電式小型家電のバッテリーを原因とした収集車の火災が急増**しています。

バッテリーに使用されるリチウムイオン電池は、圧力や強い衝撃を受けると発熱・発火する恐れがあるため、充電式小型家電を「燃やすごみ」の日に出す際は、バッテリーを取り外すようお願いしています。

しかし、バッテリーを取り外せない小型家電も多いため、それらが生ごみ等と同じ袋に混ぜて出され、収集車の中で押しつぶされることで火災が起きていると考えられます。

つきましては、**火災が起こらないよう、バッテリーの取り外せない小型家電については、燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に出していただくようお願いする**旨をご案内したチラシを作成いたしましたので、自治会町内会掲示版への掲出をお願いいたします。

1 バッテリーの取り外せない小型家電の出し方

これまで：燃やすごみの日に、燃やすごみ（生ごみ等）と同じ袋で集積場所へ

↓

これから：燃やすごみの日に、**燃やすごみ（生ごみ等）とは別の袋**で集積場所へ

※バッテリーのない小型家電は、これまでの出し方でお出しいただけます。

2 資料（裏面）

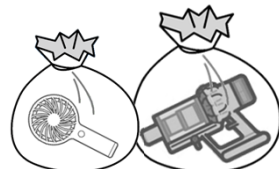
バッテリーの取り外せない小型家電の出し方チラシ

担当：業務課資源化係

電話：671-3819

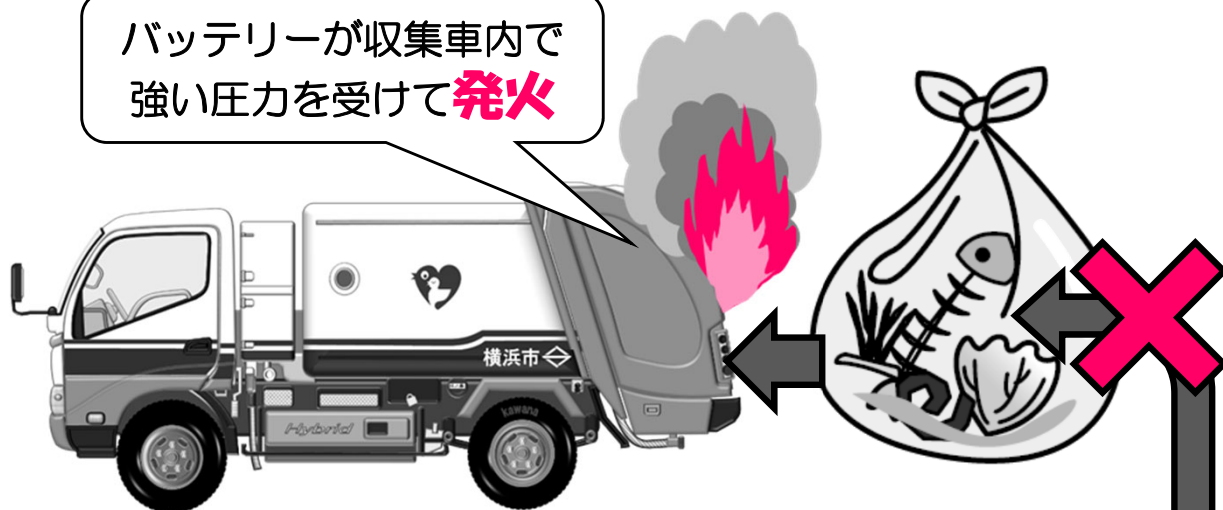
FAX：662-1225

バッテリーの取り外せない 小型家電(コードレス掃除機 ロボット掃除機など)は 燃やすごみとは別の袋で 「燃やすごみの日」に出してください



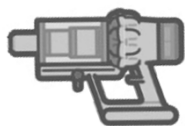
バッテリーによる収集車の火災が多発しています

バッテリーが収集車内で
強い圧力を受けて**発火**

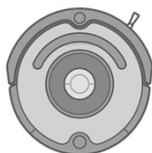


燃やすごみに
混ぜないで!

バッテリーの取り外せない充電式小型家電 (例)



コードレス掃除機



ロボット掃除機



電動工具



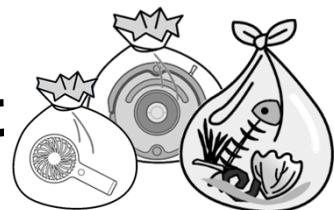
電気シェーバー



手持ち扇風機

燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に

一番長い辺が50cm以上のものは「粗大ごみ」(金属製品の場合30cm以上)



30×15cm未満の小型家電は
区役所等に設置された
ピンクの回収箱に入れて
リサイクルにご協力ください!

※バッテリーの付いていない小型家電は、
燃やすごみに混ぜて出すことができます。
※バッテリー・モバイルバッテリーは、家電量販店や
区役所等にある黄色い回収缶に出してください。

お問合せ先:資源循環局 各区収集事務所

詳細は↓↓



用途地域等の見直し都市計画市素案（案）の縦覧（閲覧）及び 意見募集について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

この度、正式な都市計画手続きを行う前の都市計画変更の案である市素案（案）を作成しましたので、縦覧（閲覧）及び意見募集を実施します。

2 市素案（案）の縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 4 年 10 月 12 日（水）から 11 月 30 日（水）

(2) 縦覧（閲覧）場所

見直し候補地区の詳細の図面を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）


イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

※ 10 月に市内各所で市民説明会を開催しており、併せて 11 月 30 日（水）まで説明会と同じ説明動画を市のホームページにて配信します。

※ 見直しの概要はリーフレットでまとめています。

横浜市 用途地域 見直し

検索 

3 意見募集

(1) 期間

令和 4 年 10 月 12 日（水）から 11 月 30 日（水）

(2) 提出方法

郵送、持参、電子申請・届出システム

4 添付リーフレットの配布場所

(1) 見直し候補地区へ戸別配布（9 月 15 日から 10 月 16 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

※ リーフレットは市のホームページからもご覧いただけます。

【担 当】 建築局都市計画課 太田、飯島、下田

【連絡先】 6 7 1 - 2 6 5 8

用途地域等の見直し

都市計画市素案(案)の公表及び説明会の開催について

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

見直しの候補地区は中面をご覧ください!



用途地域等とは…?

「用途地域」とは土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直しや特別用途地区の指定も行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うのか?

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案(案)とはなにか?

本市が作成した、正式な都市計画手続きを行う前の都市計画変更の案のことです。今回、都市計画市素案(案)の縦覧や説明会等を行い、市民のみなさまのご意見を伺った上で、検討を深度化させ、都市計画手続に移りたいと考えています。(詳細なスケジュールはP4に記載)

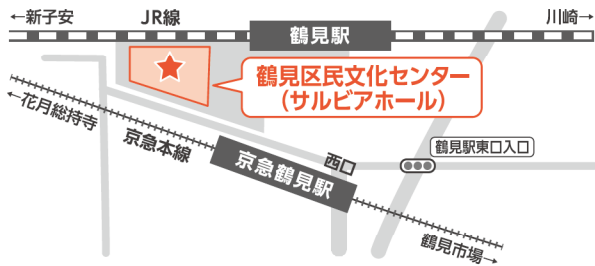
INDEX	●説明会・動画配信の実施	P2~3
	●スケジュール／縦覧(閲覧)及び意見書の受付	P4
	●都市計画市素案(案)の策定	P5~6

都市計画市素案(案)説明会

※各日とも説明内容は同じです。
 ※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
 ※開場時間は開始時刻の30分前です。

① 鶴見区民文化センター

令和4年 10月12日(水) 午後7時開始

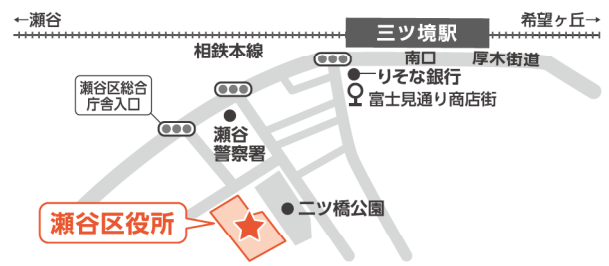


鶴見区鶴見中央1丁目31-2

最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅／京急本線「京急鶴見」駅

② 瀬谷区役所(5階会議室)

令和4年 10月13日(木) 午後7時開始



瀬谷区二ツ橋町190

最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

③ 泉区民文化センター

令和4年 10月14日(金) 午後7時開始



泉区和泉中央南5丁目4-13

最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

④ 関内ホール(小ホール)

令和4年 10月15日(土) 午後2時開始

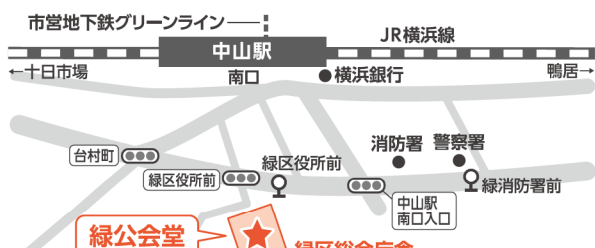


中区住吉町4丁目42-1

最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑤ 緑公会堂

令和4年 10月17日(月) 午後7時開始



緑区寺山町118

最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑥ 都筑公会堂

令和4年 10月18日(火) 午後7時開始



都筑区茅ヶ崎中央32-1

最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

⑦ 旭公会堂

令和4年 10月19日(水) 午後7時開始



旭区鶴ヶ峰1丁目4-12

最寄駅▶相鉄本線「鶴ヶ峰」駅

⑧ 金沢公会堂

令和4年 10月20日(木) 午後7時開始



金沢区泥亀2丁目9-1

最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

手話通訳について

各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は、各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請システムから申請をお願いします。



動画配信を
します!

日時 令和4年10月12日(水)~11月30日(水)

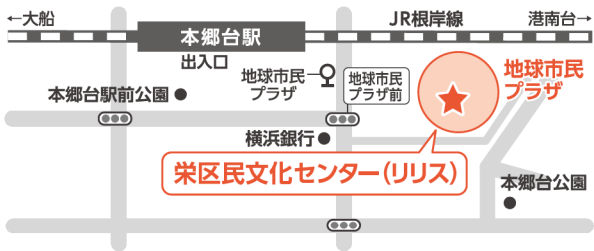
※動画の内容は説明会と同じです。

横浜市 用途地域等の見直し説明会



9 栄区民文化センター

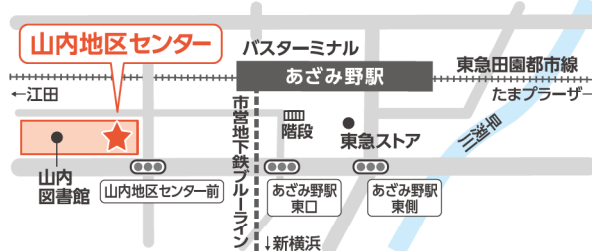
令和4年 10月21日(金) 午後7時開始



栄区小菅ケ谷1丁目2-1
最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

10 青葉区山内地区センター(集会ホールA・B・C)

令和4年 10月23日(日) 午後2時開始



青葉区あざみ野2丁目3-2
最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

11 港北公会堂

令和4年 10月24日(月) 午後7時開始



港北区大豆戸町26-1
最寄駅▶東急東横線「大倉山」駅

12 保土ヶ谷公会堂

令和4年 10月25日(火) 午後7時開始



保土ヶ谷区星川1丁目2-1
最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

13 磯子公会堂

令和4年 10月26日(水) 午後7時開始



磯子区磯子3丁目5-1
最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

14 港南公会堂

令和4年 10月27日(木) 午後7時開始



港南区港南中央通10-1
最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

15 戸塚公会堂

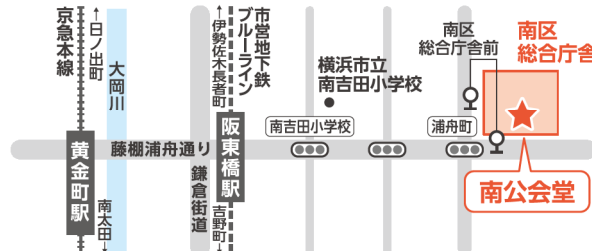
令和4年 10月28日(金) 午後7時開始



戸塚区戸塚町127
最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

16 南公会堂

令和4年 10月31日(月) 午後7時開始



南区浦舟町2丁目33
最寄駅▶京急本線「黄金町」駅・市営地下鉄「阪東橋」駅

スケジュール

令和3年 8月

「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年12月～
令和4年 1月

「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方(案)」の公表 及び
市民意見募集の実施 …… 詳細はHPへ

令和4年 3月

「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定 …… 詳細はHPへ

今回

令和4年10月～
令和4年11月

- 都市計画市素案(案)の公表 …… 詳細はP5～6へ
- 説明会・動画配信の実施 …… 詳細はP2～3へ
- 縦覧(閲覧)及び意見書の受付 …… 詳細はP4へ

令和5年度以降

- 都市計画市素案の策定
- 都市計画手続(素案説明会・公聴会・縦覧・都市計画審議会)
- 都市計画変更告示

縦覧(閲覧)及び意見書の受付

都市計画市素案(案)の内容を縦覧(閲覧)できます。

また、この都市計画市素案(案)について、ご意見がある方は、縦覧(閲覧)期間内に意見書を提出することができます。

いただいたご意見は、用途地域等の見直しの検討にあたって参考にさせていただきます。

また、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方は、後日、横浜市ホームページで公表します。

縦覧(閲覧)期間

令和4年 **10月12日(水)** から **11月30日(水)** まで(土、日、祝日は除く)

時間 午前8時45分から午後5時15分まで(区役所は午後5時まで)

縦覧(閲覧)場所

- 建築局都市計画課 …… 市全域の都市計画市素案(案)を縦覧できます。
- 各区区政推進課(中区を除く) …… 当該区の都市計画市素案(案)を閲覧できます。
- 横浜市ホームページ …… 市全域の都市計画市素案(案)を閲覧できます。

意見書の
提出期限と方法

- 提出期限 **令和4年11月30日(水) 午後5時15分必着**

- 提出方法 **郵送、持参、電子申請**

- 提出先 **建築局都市計画課**

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

※意見書の様式は特に定めていませんが、「氏名」「住所(町名まで)」「ご意見」をご記入の上、提出してください。

電子申請は
こちらから



個人情報等の取扱いについて

ご意見の提出に伴い取得した氏名等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用します。



自分の家がどのような用途地域に
位置しているか確認できます！

iマッピー (横浜市行政地図
情報提供システム)



iマッピー



問合せ先

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し



用途地域等 見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。
近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき
土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、
持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。



見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。

対象

第一種低層住居専用地域のエリア等(概ね80ha以上)の一部

〈現在建築できる
建物の例〉



住宅



店舗兼用住宅
(独立店舗不可)



幼稚園



小・中・高等学校



診療所



老人ホーム

第二種低層住居専用地域

日用品店舗や喫茶店などの
独立した店舗の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例(150㎡以下)〉



日用品店舗



喫茶店



パン屋



和・洋菓子店



理容室・美容院



クリーニング取次店

家の近くにお店ができれば
便利!

※床面積150㎡以下/2階以下に限りです。
※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。



見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる
地区などに特別用途地区を指定します。

※1 特別用途地区

特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。

特別用途地区

周辺の住環境に配慮しながら、日用品店舗などの
独立した店舗の建築や、事務所の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例〉



日用品店舗
(250㎡以下)

条件

第二種低層住居専用地域
+
特別用途地区の指定



喫茶店・事務所(150㎡以下)

条件

第一種低層住居専用地域
+
特別用途地区の指定

※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。
※地区計画、建築協定、地区プラン、地域まちづくりルールが定められている地域について、建築できる建物用途は変更しません。



事務所が
近くであれば
働きやすくなるね!

Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき
土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた
自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和(+準防火地域※3の指定)

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭くかつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定します。

※2 容積率…敷地面積に対する延べ床面積(各階の床面積の合計)の割合。

※3 準防火地域…建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。

対象

第一種低層住居専用地域(容積率80%/建蔽率50%/最低敷地面積125㎡/外壁後退なし)の一部

現在



(例)

敷地面積 100㎡ × 容積率 80%

→ 建てられる面積 80㎡

変更後



(例)

敷地面積 100㎡ × 容積率 100%

→ 建てられる面積 100㎡

家が広がって
安全にもなるんだ!



建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

その他の見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し(+高度地区の変更、緑化地域の指定)

対象

準工業地域
工業地域の一部

工業系用途地域の中で、全て住宅等に建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し(平成30年3月告示)で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの(市街化区域と市街化調整区域の区分)。

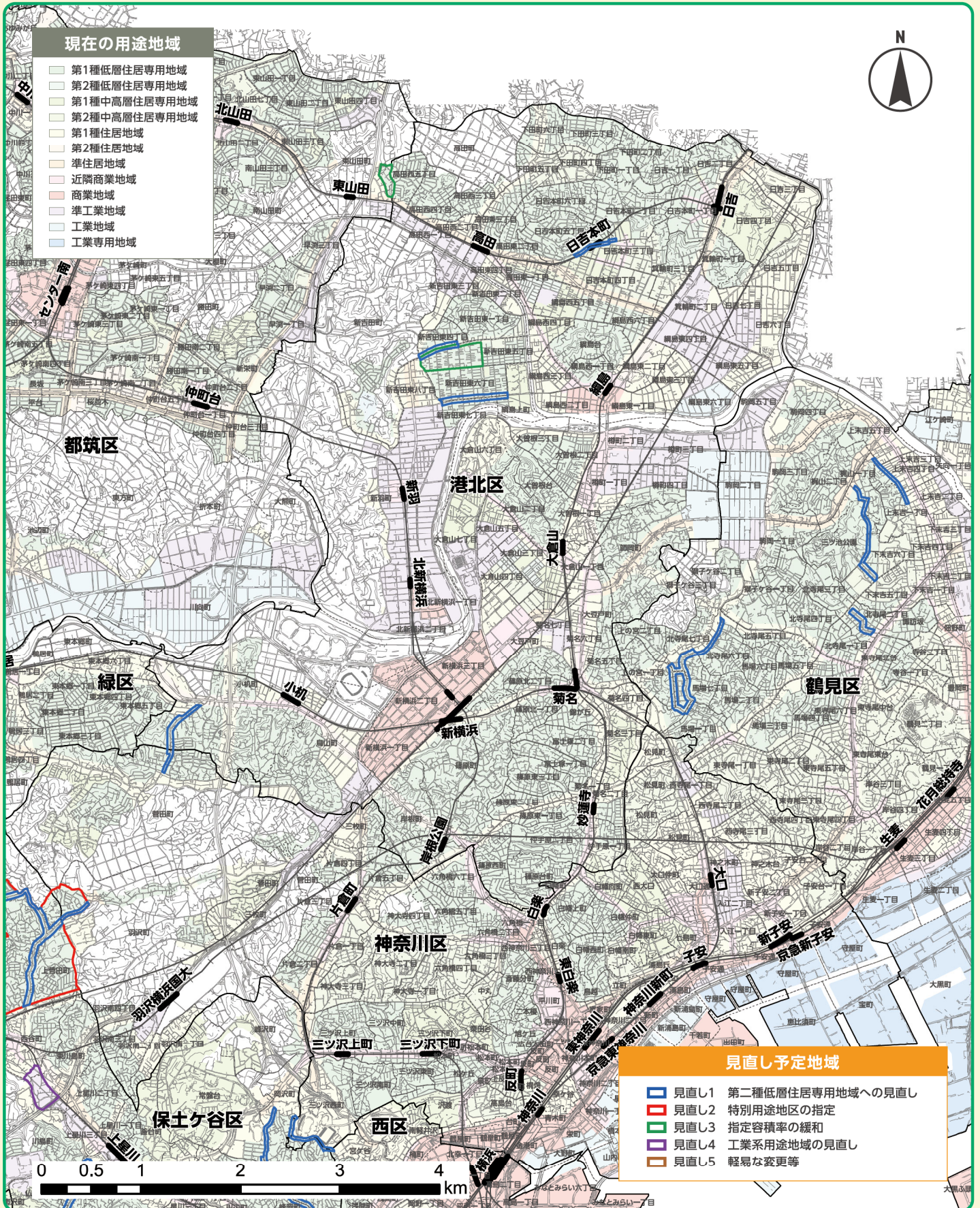
都市計画市素案(案)

※本資料は一部簡略化(省略化)して示しています。都市計画市素案(案)の正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。

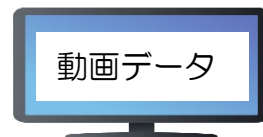
事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

鶴見区
神奈川区
港北区



自治会町内会加入促進用動画 を作成しました。



自治会町内会加入促進用の動画を作成しましたのでお知らせします。
現在横浜市公式 YouTube「横浜チャンネル」にアップしていますのでご覧いただくことができます。

自治会町内会においては、団体のホームページにリンク付けすることもできます。
また動画データをお渡しできますので、加入促進活動にご利用ください。

【動画アップの詳細】

タイトル：自治会町内会加入プロモーション動画「このまちのためにできること」

検 索

横浜チャンネル 自治会加入

• 動画 URL：<https://youtu.be/z-WHPDHMQIE>

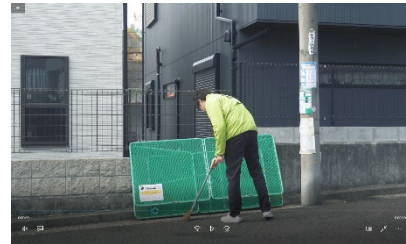


【動画イメージ】 ①→②→③→④

①



②



③



④



自治会町内会活動を通じてのふれあいを描いています。

【動画種類】 YouTube は横型のみです。

- 15秒（横型、音声・テロップ有）
- 15秒（縦型、音声・テロップ有） ※縦型・横型共に同内容です。

裏面あり

【ご利用の一例】

- 各自治会町内会のホームページにリンク付け（埋込み）ができます。
- 地域のイベントにて、動画を流すことができます。

【動画データの提供】

- お住まいの区役所地域振興課あて申請いただければ、動画データを提供いたします。
申請書については、各区役所地域振興課あてお問合せください。
(下記連絡先をご参照ください。)

各区地域振興課		Tel (045)	
		メールアドレス	
鶴見区	510-1687 tr-chishin@city.yokohama.jp	金沢区	788-7801 kz-chishin@city.yokohama.jp
神奈川区	411-7086 kg-chishin@city.yokohama.jp	港北区	540-2234 ko-chishin@city.yokohama.jp
西区	320-8389 ni-chiikishinko@city.yokohama.jp	緑区	930-2232 md-chishin@city.yokohama.jp
中区	224-8131 na-chishin@city.yokohama.jp	青葉区	978-2291 ao-chishin@city.yokohama.jp
南区	341-1235 mn-chishin@city.yokohama.jp	都筑区	948-2231 tz-chishin@city.yokohama.jp
港南区	847-8391 kn-chishin@city.yokohama.jp	戸塚区	866-8411 to-chishin@city.yokohama.jp
保土ヶ谷区	334-6303 ho-chiiki@city.yokohama.jp	栄区	894-8391 sa-chishin@city.yokohama.jp
旭区	954-6091 as-chishin@city.yokohama.jp	泉区	800-2391 iz-chishin@city.yokohama.jp
磯子区	750-2391 is-chishin@city.yokohama.jp	瀬谷区	367-5691 se-chishin@city.yokohama.jp

横浜市市民局地域活動推進課
担当 川口、渡邊
Tel 671-2317 FAX664-0734
sh-jichikai@city.yokohama.jp

令和4年10月19日
区連会10月定例会資料

自治会・町内会長 各位

鶴見区新年賀詞交換会実行委員会
鶴見区消防出初式実行委員会
委員長 石川 建治

令和5年鶴見区新年賀詞交換会・消防出初式の御案内

仲秋の候 皆様には益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

次のとおり、令和5年鶴見区新年賀詞交換会・消防出初式を開催し、鶴見区の発展と皆様の御健勝を祈念したく存じます。万障お繰り合わせの上、御来臨賜りますよう御案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、会場の収容人数を制限しておりますので、誠に恐れ入りますが、各団体1名様の御参加をお願いいたします。

1 日時

令和5年1月7日(土) 午前10時30分から正午まで (受付:午前10時から)

2 場所

鶴見区民文化センター サルビアホール
(横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2 シークレイン内)

3 会費

1,000円 ※当日、会場にて現金支払いのみ

4 申込期限及び申込方法

令和4年11月30日(水)までに次のいずれかの方法でお申込みください。

(1) 電子申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9ed9fda6-f5c5-4be7-98c3-a0684f8ad9ad/start>



(2) 郵送またはFAX

▲申込フォームはこちらから

別紙「参加申込書」にご記入のうえ、郵送またはFAXにてお申込みください。

5 その他

- (1) 今回も、賀詞交換会と消防出初式の合同開催とし、サルビアホールでの式典及びステージ上の催し中心で準備を進めています。会場内での飲食は行いません。
- (2) 当日は御自宅にて検温を行っていただき、発熱や体調の優れない方は御来場をお控えくださいますようお願いいたします。また、御来場の際はマスク着用及び手指消毒への御協力をお願いします。
- (3) 今後、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、やむを得ず開催中止を判断した場合は、12月下旬までに鶴見区ウェブページ等で御案内いたします。

お問い合わせ 鶴見区新年賀詞交換会実行委員会事務局 真野、忍田
(横浜市鶴見区役所総務課庶務係内 5階5番窓口)
電話 045-510-1653 FAX 045-510-1889
Eメール:tr-gashi@city.yokohama.jp

令和5年鶴見区新年賀詞交換会・消防出初式 次第 (予定)

日時：令和5年1月7日（土）午前10時30分から

（受付：午前10時から）

場所：鶴見区民文化センター サルビアホール

- 10:00 受付開始
開場中、ホワイエにて箏曲演奏（鶴見邦楽連盟）
- 10:30 開会
- 10:31 横浜市歌演奏
- 10:33 年頭のあいさつ
(1) 賀詞交換会実行委員長・出初式実行委員長
(2) 鶴見区長
(3) 鶴見消防署長
- 10:48 実行委員紹介
- 10:51 来賓紹介・来賓代表あいさつ
- 11:03 消防功勞表彰
- 11:20 消防団PR動画
- 11:25 沖縄舞踊（鶴見エイサー潮風）
- 11:35 マーチングバンド部による演奏（潮田中学校）
- 11:50 閉会
- 12:00 来場者退場完了

※記載の時間は目安です。当日の進行により前後することがございます。

申込締め切り 令和4年 11 月 30 日(水)

令和5年鶴見区新年賀詞交換会・消防出初式参加申込書

郵送の場合 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
鶴見区新年賀詞交換会実行委員会事務局（鶴見区総務課庶務係）

FAXの場合 045-510-1889

電子申請の場合 <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9ed9fda6-f5c5-4be7-98c3-a0684f8ad9ad/start>



←申込フォームはこちらから

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、会場の収容人数を制限しておりますので、誠に恐れ入りますが、各団体1名様の御参加でお願いいたします。

自治会・町内会名	
参加者氏名(ふりがな).....	
電話番号	メールアドレス

お問い合わせ 鶴見区新年賀詞交換会実行委員会事務局 真野、忍田
(横浜市鶴見区役所総務課庶務係内 5階5番窓口)
電話 045-510-1653 FAX 045-510-1889
Eメール:tr-gashi@city.yokohama.jp

秋の火災予防運動

令和4年11月9日～11月15日

命を守る！
住警器 設置・点検
して下さるか？



鶴見区のマスコット
ワックン



火災を早期に警報音や音声で知らせて逃げ遅れを防ぐ住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

既に設置された方は、バッテリーチェックなどの定期的な点検をお願いします。また、バッテリーの寿命は約10年ですが、機器の劣化も考慮して10年経ったら機器ごと取り替えましょう。

鶴見消防署 総務・予防課 ☎045-503-0119

鶴見消防署 鶴見消防団 鶴見火災予防協会



鶴見消防署 インフォメーション



⚠ 電気火災に注意しましょう ⚠

特にリチウムイオン電池からの火災が増えています。膨張、異音、異臭などの異常が生じたものを使用するのはやめましょう。また、廃棄する場合は、ごみ回収方法をよく確認し、可燃物ごみや不燃ごみなどに混ぜて廃棄するのは、絶対やめましょう。

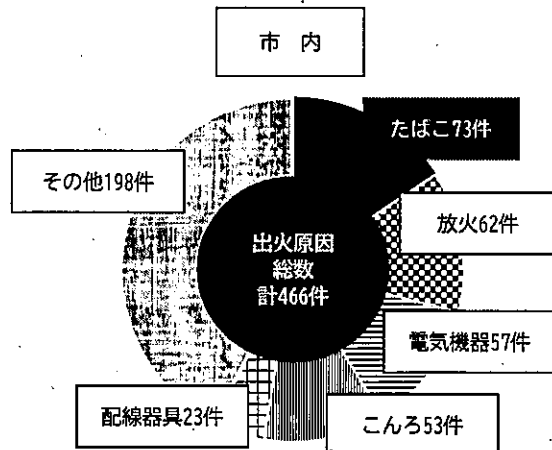
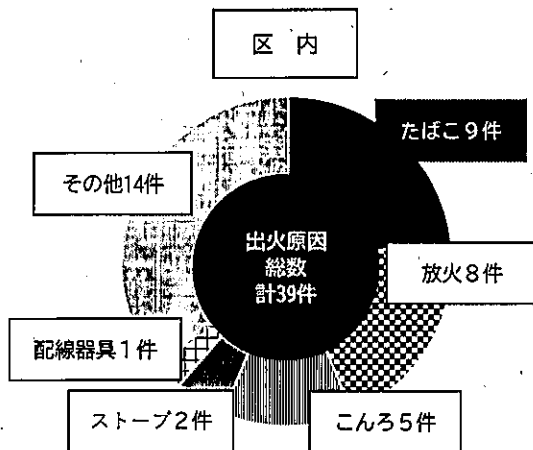
(令和4年1月1日～9月30日昨年同期比較)

◆ 鶴見区内の災害・救急概況

年別		R4年	R3年	増△減
区分				
火災件数		39	37	2
火災種別	建物	21	24	△3
	林野	0	0	0
	車両	5	7	△2
	船舶	0	0	0
	その他	13	6	7
損害程度	焼損面積 (㎡)	93	1,580	△1,487
	死者	1	1	0
	負傷者	5	3	2
主な火災原因	たばこ	9	8	1
	放火(疑い含む)	8	8	0
	こんろ	5	7	△2
	ストーブ	2	1	1
	配線器具	1	1	0
	その他	14	12	2
救急件数		13,638	11,304	2,334
救急種別	急病	9,858	8,020	1,838
	交通事故	581	508	73
	一般負傷	2,153	1,824	329
	その他	1,046	952	94

◆ 横浜市内の災害・救急概況

年別		R4年	R3年	増△減
区分				
火災件数		466	536	△70
火災種別	建物	310	355	△45
	林野	0	0	0
	車両	48	47	1
	船舶	0	2	△2
	その他	108	132	△24
損害程度	焼損面積 (㎡)	3,752	7,563	△3,811
	死者	9	15	△6
	負傷者	73	86	△13
主な火災原因	たばこ	73	86	△13
	放火(疑い含む)	62	87	△25
	電気機器	57	41	16
	こんろ	53	69	△16
	配線器具	23	20	3
	その他	198	233	△35
救急件数		182,021	151,764	30,257
救急種別	急病	130,768	105,838	24,930
	交通事故	6,487	6,298	189
	一般負傷	31,220	26,740	4,480
	その他	13,546	12,888	658



2022年度全国統一防火標語 お出かけは マスク戸締り 火の用心

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。



STOP 放火火災！！

放火火災の傾向

放火（放火の疑いを含む）火災は、令和2年139件、令和3年122件とともに市内の火災原因のトップになっており、日が沈む夕方から人々が睡眠する深夜にかけて多く発生するという特徴があります。

放火火災防止対策

放火を防ぐために、家の周りに燃えやすいものを置かない等の

「放火されない、放火させない環境づくり」

に努めることが大切です。

- ・家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ・ゴミは決められた日の朝、決められた場所に出すようにしましょう。



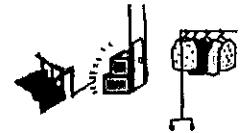
- ・物置や車庫には鍵をかけるようにしましょう。
- ・外出時や就寝時には、施錠を確認しましょう。
- ・また、外出時にはお隣やご近所に一声かけて、地域ぐるみの放火防止対策を推進しましょう。
- ・家の周りに外灯を設置して、放火されない環境をつくりましょう。



- ・物品販売店などでは、バックヤードや階段などが死角になりがちです。
- ・燃えやすい物などは整理整頓し、不要となった物は処分しましょう。



- ・車の施錠を確実にして、窓は完全に閉めましょう。
- ・駐車場所は常に明るくして、他の人が自由に出入りできないようにすると効果的です。
- ・ボディーカバーに火をつけられるケースがあります。
- ・ボディーカバーは「防災製品」を使うようにしましょう。



鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

1 罪種別認知状況

年 別	罪 種 別	凶 悪 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他	合 計
		殺 人	強 盗	放 火	強 制 性 交 等	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
令和4年 9月末		3	1	0	5	20	32	4	2	22	203	254	55	2	17	0	104	724
令和3年 9月末		1	2	1	2	13	20	3	0	59	171	261	44	11	21	0	110	719
前年比		+2	-1	-1	+3	+7	+12	+1	+2	-37	+32	-7	+11	-9	-4	0	-6	+5



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺

年 別	手 口 別	侵 入 盗				乗 り 物 盗				非 侵 入 盗						合 計			
		空 き 巣	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き		部 品 ね ら い	そ の 他	小 計
令和4年 9月末		6	1	2	3	10	22	8	17	178	203	28	0	0	82	15	129	254	479
令和3年 9月末		9	9	10	10	21	59	7	20	144	171	26	1	2	88	33	111	261	491
前年比		-3	-8	-8	-7	-11	-37	+1	-3	+34	+32	+2	-1	-2	-6	-18	+18	-7	-12

特 殊 詐 欺 (旧 振 込 め 詐 欺)
53
30
+23

特殊詐欺被害総額 112,505,313円

キャッシュカード詐欺盗被害…4人 5,357,200円

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害…22人 40,897,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等へ呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害…9人 36,079,000円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害…17人 29,497,113円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺…1人 675,000円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

*数値は暫定値です。

地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和4年 9月末	令和3年 9月末	前年比	令和4年 9月末	令和3年 9月末	前年比	令和4年 9月末	令和3年 9月末	前年比	令和4年 9月末	令和3年 9月末	前年比
総数	479	491	-12		1	-1	6	9	-3	178	144	+34
朝日町	2	4	-2			0			0	1	3	-2
安善町	2		+2			0			0			0
市場上町	4	3	+1			0			0	4		+4
市場下町	2	5	-3			0			0	2	4	-2
市場西中町	2	2	0			0			0	1		+1
市場東中町	3	4	-1			0			0	2	1	+1
市場富士見町	5	3	+2			0			0	2	1	+1
市場大和町	3	3	0		1	-1			0	2	1	+1
潮田町	11	4	+7			0			0	4	3	+1
江ヶ崎町	13	5	+8			0			0	5	2	+3
孤野町	1	5	-4			0			0	1	4	-3
梶山	5	5	0			0			0	5	1	+4
上末吉	19	13	+6			0	1		+1	8	4	+4
上の宮	4	3	+1			0			0	2	1	+1
寛政町	1	1	0			0			0	1		+1
岸谷	9	12	-3			0		1	-1	4	3	+1
北寺尾	12	19	-7			0	1	1	0		3	-3
駒岡	27	38	-11			0			0	5	9	-4
栄町通	8	3	+5			0			0	5	2	+3
汐入町	2		+2			0			0	1		+1
獅子ヶ谷	14	6	+8			0		1	-1	2		+2
下野谷	7	12	-5			0			0	3	4	-1
尻手	19	21	-2			0			0	9	2	+7
末吉	21	30	-9			0		1	-1	11	12	-1
末広町	2		+2			0			0			0
菅沢町	6	2	+4			0			0	4	1	+3
諏訪坂	2	1	+1			0			0	1		+1
大黒町	1	3	-2			0			0		1	-1
大黒ふ頭	9	6	+3			0			0			0
大東町	2		+2			0			0			0
佃野町	8	4	+4			0			0	3	2	+1
鶴見	6	1	+5			0			0	5	1	+4
鶴見中央	85	89	-4			0	2	1	+1	32	21	+11
寺谷	3	5	-2			0			0	1	2	-1
豊岡町	28	33	-5			0			0	8	6	+2
仲通	6	5	+1			0			0	6	2	+4
佐俣	17	22	-5			0			0	8	8	0
浜町	2	2	0			0			0	1	2	-1
馬場	6	25	-19			0		2	-2	1	11	-10
東寺尾	16	16	0			0	2		+2	2	5	-3
東寺尾北台	1	1	0			0			0		1	-1
東寺尾中谷	3	6	-3			0			0	3	3	0
東寺尾東谷	2	3	-1			0			0	1	2	-1
平安町	7	19	-12			0			0	5	4	+1
弁天町			0			0			0			0
本町通	12	3	+9			0			0	5		+5
三ツ池公園	1	1	0			0			0			0
向井町	6	5	+1			0			0	3	3	0
元宮	26	17	+9			0		1	-1	2	3	-1
矢向	26	21	+5			0		1	-1	7	6	+1

※数値は暫定値です

交通事故発生状況

令和4年10月
鶴見警察署 交通課

9月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
4年	499	2	14	544	558
3年	382	1	21	414	435
増減数	117	1	-7	130	123
増減率	30.6%	100.0%	-33.3%	31.4%	28.3%

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
4年	15,277	76	17,640
3年	15,501	96	17,943
増減数	-224	-20	-303

管内発生状況 (9月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
4年	59	0	1	72	73
3年	46	0	2	53	55
増減数	13	0	-1	19	18

10月1日から10月31日まで
放置自転車クリーンキャンペーン
実施中

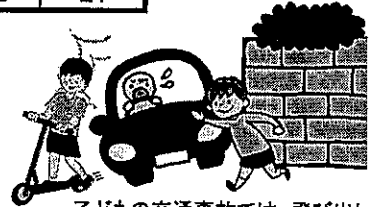
以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
4年	44	43	2	33	25	16	38	269	29
3年	40	47	6	17	11	12	19	209	21

曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
4年	52	65	84	67	81	81	69
3年	39	50	58	57	55	80	43



子どもの交通事故では、飛び出しのほか、キックボード使用等の交通事故もあります。ご家庭での交通指導をお願いします！

時間別

	0時~	2時~	4時~	6時~	8時~	10時~	12時~	14時~	16時~	18時~	20時~	22時~
4年	11	8	18	50	74	54	57	55	70	63	24	15
3年	7	5	9	37	59	51	35	45	51	50	25	8

町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	駒岡	矢向	生麦	東寺尾	下末吉	北寺尾
4年	57	50	33	33	33	30	25
3年	53	37	32	22	16	30	9

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。常に発生が多い地区ではありません。

事故類型別

	車両同士						人対車両		列車
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
4年	52	5	79	86	87	99	35	56	0
3年	24	6	71	45	76	86	39	35	0

関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
4年	33	162	144	172
3年	28	126	101	129

神奈川県令和3年に発生した二輪車死亡事故の損傷部位のうち、頭部が1位で全体の39%、2位が胸部で30%となっています。二輪車を運転するときは

ヘルメットは顎ひもをしっかりと！
プロテクターも必ず装着！
自分の身は自分で守りましょう！



鶴見警察署
マスコットキャラクター
かける&まい

各地区連合会長 様

鶴見区明るい選挙推進協議会
会長 新田 弘子

鶴見区明るい選挙推進協議会推進員及び地区代表の推薦について（依頼）

仲秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から当協議会活動に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、投票率の向上と不正のないきれいな選挙の実現のため、推進員の皆さまの御協力により様々な活動を実施しておりますが、令和5年3月31日をもって現行の推進員の任期が満了となります。

つきましては、御多忙のところ誠に恐れ入りますが、各自治会・町内会から次期明るい選挙推進員を御推薦いただきたく、別添のとおり依頼させていただきますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

また、あわせまして、選挙時の街頭啓発などの啓発活動を実施する際の連絡・調整係として、各地区連合の次期明るい選挙推進員の中から「地区代表者」を1名選出し御推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 推薦人数

- (1) 鶴見区明るい選挙推進協議会推進員
各自治会・町内会の中から2名
- (2) 鶴見区明るい選挙推進協議会推進員地区代表
各地区連合の明るい選挙推進員の中から1名

2 明るい選挙推進員及び地区代表の任期

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3 回答期限

- (1) 鶴見区明るい選挙推進協議会推進員推薦回答書
令和4年11月30日（水）

※各自治会・町内会から郵送で御回答いただきます。

- (2) 鶴見区明るい選挙推進協議会推進員地区代表推薦回答書
令和5年1月27日（金）

※各自治会・町内会から御回答いただいた明るい選挙推進員の一覧を令和5年1月上旬までに各地区連合に郵送いたしますので、その中から地区代表を1名選出し御推薦くださいますようお願い申し上げます。

裏面あり

4 回答方法

返信用封筒にて、御回答ください。

5 添付書類

- (1) 各自治会・町内会長あて依頼文
- (2) 推進員の推薦にあたってのお願い
- (3) 鶴見区明るい選挙推進協議会推進員推薦回答書
- (4) 地区代表者について
- (5) 鶴見区明るい選挙推進協議会推進員地区代表者推薦回答書

※令和5年1月27日（金）までに各地区連合から御回答いただく回答書です。

担当 鶴見区総務課統計選挙係
山田・新井・盛井
電 話：510-1660
FAX：510-1889

鶴 明 推 第 20 号
令和 4 年 10 月 19 日

各自治会・町内会長 様

鶴見区明るい選挙推進協議会
会長 新田 弘子

鶴見区明るい選挙推進協議会推進員の推薦について（依頼）

仲秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から当協議会活動に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、投票率の向上と不正のないきれいな選挙の実現のため、推進員の皆さまの御協力により様々な活動を実施しておりますが、令和 5 年 3 月 31 日をもって現行の推進員の任期が満了いたします。

つきましては、御多忙のところ誠に恐れ入りますが、次のとおり、次期推進員を御推薦いただきたく御協力お願い申し上げます。

- 1 推薦人数
各自治会・町内会の中から 2 名
- 2 回答期限
令和 4 年 11 月 30 日（水）
※ 同封の返信用封筒にて、御回答ください。
- 3 任期
令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 添付書類
(1) 推進員の推薦にあたってのお願い
(2) 鶴見区明るい選挙推進協議会推進員推薦回答書

担当 鶴見区総務課統計選挙係
山田・新井・盛井
電 話：510-1660
FAX：510-1889

明るい選挙推進協議会 推進員の推薦にあたってのお願い

鶴見区明るい選挙推進協議会は、「投票率の向上」と「不正のないきれいな選挙の実現」のため設立された団体です。各種団体等の有志からなる推進委員、及び各地域の有志からなる推進員によって構成されております。

令和2～4年度において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、推進員の皆さまとの啓発活動を実地することはできませんでした。

令和5年度以降は、新型コロナウイルス感染症等の状況をふまえながら、その時に出来る地域に根差した啓発活動を実施していきたいと考えております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐れ入りますが、自ら啓発活動に意欲を持って参加していただける方、並びに協議会活動を推進するにあたって、柔軟な発想を持ち活動していただける方を推進員として御推薦くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、推進員の活動は不偏不党でなければなりませんので、特定の政党・個人のための政治活動・選挙活動に、深く関わっている方の御推薦はさせていただきます。

【参考 当協議会の活動内容】（※ 時期・実施方法については、変更がある場合があります。）

「選挙時啓発活動」

投票日の1～2週間程前に、区内の各地域で、啓発物品等を配りながら投票参加を呼びかける街頭啓発、自治会館等への啓発ポスター提出などを行っています。

選挙時以外における常時啓発活動にも、可能な範囲で御参加いただきたいと思いますと考えております。

また、各地区連合の地域ごとに推進員の中から一名、各地区の代表者になっていただきます。地区の代表者になられた推進員の方には、選挙時啓発活動における参加者の取りまとめ等をお願いしたいと考えております。

何卒、御理解と御協力をお願いいたします。

鶴見区明るい選挙推進協議会推進員推薦回答書

鶴見区明るい選挙推進協議会会長

次期（令和5年4月1日～令和7年3月31日）鶴見区明るい選挙推進協議会推進員を次のとおり推薦します。

自治会・町内会名 _____

会 長 氏 名 _____

ふりがな 氏 名	住 所	電話番号
-----	横浜市鶴見区	
-----	横浜市鶴見区	

※ 今回再任される方も、氏名等をお書きください。

※ お寄せいただいた個人情報は、御本人様の事前の御承諾がない限り、下記の目的以外の用途に使用・提供いたしません。

- ・ 明るい選挙推進協議会、及び選挙管理委員会に関する諸連絡
- ・ 街頭啓発等の啓発活動に際し、各地区代表者が行う連絡及び調整

明るい選挙推進協議会推進員地区代表について

「地区代表」とは、各地区の明るい選挙推進協議会推進員の中から選ばれた連絡・調整係のことで、主に選挙時の街頭啓発活動に関する連絡・調整を行います。

(1) 地区代表の役割について

① 地区で街頭啓発を実施する場合

実施計画書と参加者名簿を取りまとめ、提出していただきます。

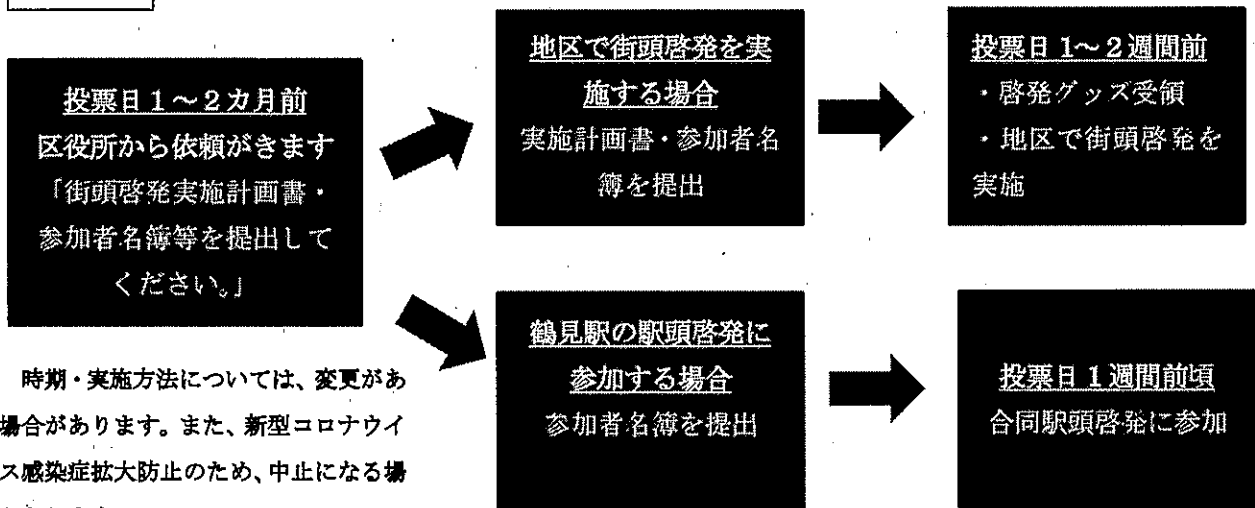
投票日が近づくと、区役所からポケットティッシュ等の啓発グッズがご自宅に配送されます。

② 他地区と合同の鶴見駅頭啓発に参加する場合

参加者名簿のみを取りまとめ、提出していただきます。

※ 駅頭での啓発に参加を希望する場合や、地区における街頭啓発の実施が難しい地区は、こちらに参加していただきます。

イメージ



(2) 過去の実施例

- ① LICOPA 鶴見店での街頭啓発 (令和4年7月10日 参議院選挙)
実施日: 令和4年6月28日
- ② 地区の街頭啓発 (令和元年7月21日 参議院選挙)
実施日: 令和元年7月14日 JR 矢向駅周辺 ティッシュ配布 (矢向地区の場合)
- ③ 他地区と合同の鶴見駅頭啓発 (令和元年7月21日 参議院選挙)
実施日: 令和元年7月13日 JR 鶴見駅周辺 ティッシュ配布

鶴見区明るい選挙推進協議会推進員地区代表推薦回答書

鶴見区明るい選挙推進協議会会長

次期（令和5年4月1日～令和7年3月31日）鶴見区明るい選挙推進協議会推進員地区代表を次のとおり推薦します。

地 区 名 _____

会 長 氏 名 _____

ふりがな 氏 名	自治会・町内会名

※ 今回再任される方も、氏名等をお書きください。

※ お寄せいただいた個人情報は、御本人様の事前の御承諾がない限り、下記の目的以外の用途に使用・提供いたしません。

- ・ 明るい選挙推進協議会、及び選挙管理委員会に関する諸連絡
- ・ 街頭啓発等の啓発活動に際し、各地区代表者が行う連絡及び調整

令和4年10月19日
区連会定例会資料

各 位

鶴見区高齢・障害支援課長
高島 友子

鶴見区エンディングノート講演会の実施について

日頃から鶴見区の福祉保健の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

鶴見区では自分らしい生き方を実現するべく、その思いを示すためのエンディングノート「わになるノート」を作成しています。

この度、自分の意思を示すことについての大切さの普及・啓発を目的として、エンディングノートをテーマとした講演会を開催します。

1 日時

令和4年11月21日（月）14時～16時

2 場所

鶴見区役所6階8・9号会議室

鶴見区社会福祉協議会※

生麦地域ケアプラザ※

矢向地域ケアプラザ※

※オンラインによるサテライト会場

3 申込

令和4年10月11日（火）開始

鶴見区役所高齢・障害支援課まで電話もしくはFAXにて申込みをお願いいたします。

4 依頼内容

各町会長宛にチラシを配布させていただきますので、御周知をお願いいたします。

担当：鶴見区高齢・障害支援課
高齢者支援担当
田辺、上原、百目鬼、渡邊
電話：045-510-1773

鶴見区 エンディングノート 講演会

～わたしらしく元気に明日を暮らすために～

ご参加された方に
ノートを差し上げます！



「エンディングノート」は、万が一に備えて自分の情報や思いをまとめておくノートです。使い方からもしもの時の話まで、分かりやすく説明します。自分の将来を家族や大切な人と一緒に考える機会にしませんか？オンライン会場でもご参加いただけます！

日時

令和4年 11月21日(月) 14:00～16:00

【参加無料】

※今後、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響により、中止になる可能性もございますのでご了承ください。

場所

- ①鶴見区役所 6階 8・9号会議室
(鶴見中央3-20-1)
- ②鶴見区社会福祉協議会 【オンライン会場】
(鶴見中央4-37-37リオベルデ鶴声2階)
- ③生麦地域ケアプラザ 【オンライン会場】
(生麦4-6-4)
- ④矢向地域ケアプラザ 【オンライン会場】
(矢向4-32-11)

※各会場30名定員(先着順)

講師紹介

鈴木 雅人
(社会福祉士・
行政書士)



みそら行政書士・社会福祉士事務所代表。
「ケアプラザ出身の行政書士」として、
シニア世代の「自分らしい生活」を福祉・
法律の両面からサポートしている。
エンディングノートをフル活用しており、
一緒に作成することも多い。

申込方法

受付期間：10月11日(火)～11月18日(金)

区役所高齢・障害支援課へ電話またはFAXし、

①名前 ②住所 ③電話番号 ④希望する会場をお伝えください。

お問い合わせ

鶴見区役所 高齢・障害支援課 TEL：510-1773

FAX：510-1897

主催：鶴見区役所・鶴見区社会福祉協議会



FAX:510-1897

鶴見区エンディングノート講演会

～わたしらしく元気に明日を暮らすために～

参加申込書

フリガナ	
氏名	
連絡先※1	
希望の会場※2	【第1希望】
	【第2希望】
(※任意)	<input type="checkbox"/> 手話通訳を希望します。

- ※1 定員に達した場合や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で講演会が中止になった際にご連絡いたします。
必ず連絡先（電話番号）のご記入をお願いいたします。
- ※2 定員に達した場合はご希望にそえない場合もございますが、希望の会場は第2希望までご記入ください。こちらから連絡がない場合には、第1希望の会場で申し込みが完了していますので、当日直接会場にお越しくください。
- ※3 手話通訳が必要な方は、11月11日（金）までにお申し込みください。

お問い合わせ：鶴見区高齢・障害支援課 高齢者支援担当 TEL：510-1773